

一関市大規模盛土造成地マップ

はじめに

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災などでは、大規模に盛土した造成地で宅地や公共施設などに多くの被害が発生しました。

そのため、国ではこのような災害を未然に防止・軽減するため「宅地耐震化推進事業」を創設し、調査の手法を示した「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び解説」（以下「ガイドライン」と表記します。）を策定しました。

このマップは、一関市がガイドラインに基づき実施した調査の結果を公表するもので、大規模盛土造成地の位置と種類を住民のみならず市民の皆さまに知っていただくことにより、市民の皆様とともに災害の防止や被害の軽減に役立てていくため作成いたしました。

大規模盛土造成地とは

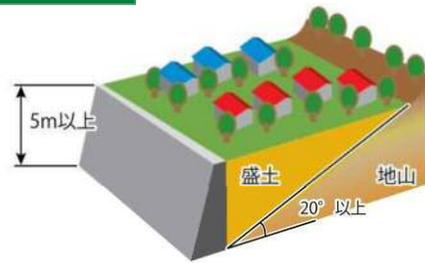
盛土造成地には、谷や沢を盛土した「谷埋め型」、傾斜地を盛土した「腹付け型」の二種類があります。そのうち、次のいずれかの要件を満たすものを「大規模盛土造成地」としています。

谷埋め型盛土



谷や沢を埋めた、面積が3,000㎡以上の盛土

腹付け型盛土



傾斜地に盛土した、造成前の地盤の傾斜が20度以上で、かつ盛土の高さが5m以上の盛土

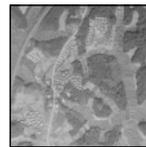
(画像はガイドライン等より)

この調査方法及びマップについて

一関市では、ガイドラインに基づき、住宅地の中で大規模盛土造成地の位置と規模の把握を目的とした調査を行いました。

この調査は、宅地が対象となっていることから、山林や農地など宅地以外の区域を除き調査対象範囲を絞り込みました。

この調査対象範囲について、現況の地形図と宅地造成前の地形図や空中写真を電子化したものをコンピュータ上で重ね合わせ、造成後の標高が造成前より高くなっている範囲のうち、ガイドラインで定められた規模以上のものを大規模盛土造成地として抽出しました。



古い空中写真
(造成前の地形)



最新地形図
(造成後の地形)



地形変化量図

大規模盛土造成地に関するQ&A

Q1.なぜ大規模盛土造成地マップを公表するのですか？

A1.大規模盛土造成地マップの公表は、市内にある大規模盛土造成地の位置や規模を示すことで、大規模盛土造成地は身近に存在するものであることを皆様に知っていただくことを目的としています。

Q2.「滑動崩落」とはどのような現象ですか？

A2.「滑動崩落」(かつどうほうらく)は、地震等発生時に、造成宅地の盛土全体または大部分が盛土の底面部を滑るようにして流動・崩落する現象です。

Q3.マップに示されている「大規模盛土造成地」は、危険ということですか？

A3.大規模盛土造成地マップに表示した大規模盛土造成地は、造成する前と造成した後の地形図等を重ね合わせ抽出したおおむねの位置、規模及び種類を把握したものであり、地震時にただちに危険であるということではありません。

Q4.大規模盛土造成地に自分の敷地が入っていますが、今後、土地の開発や建物の建築の際に何か特別な手続きが必要となりますか？

A4.大規模盛土造成地に敷地が入っていても、特別な手続きが必要になることはありません。また、宅地建物取引業法に規定する重要事項説明書に記載することは求められていません。

【お問い合わせ先】

一関市 建設部 都市整備課
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
電話:0191-21-2111(代表)
URL:<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>